資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和七年六月三十日に取り扱いを終了した、左記会社発行の前払式支払手段について、左記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

一　払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号　第百ゼネラル株式会社

二　払戻しに係る前払式支払手段の種類　ＤａｉｈｙａｋｕＩＣカード

三　払戻しの申出期間　令和七年七月二日（水曜日）午前九時〇〇分から令和七年九月二十九日（月曜日）午後十七時〇〇分まで

※　当該払戻し申出期間内に申出をいただけない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

四　払戻しに関する問い合わせ先　第百ゼネラル株式会社事務局　〇四五－八九二－三八一一（午前九時〇〇分から午後十七時〇〇分まで）

令和七年七月一日

横浜市西区北幸一丁目一一番三号

第百ゼネラル株式会社